

会 議 録

会議の名称	令和8年度第2回茨木市建築審査会
開催日時	令和8年8月27日（木） （午前・ <u>午後</u> ） 2時00分 開会 （午前・ <u>午後</u> ） 3時30分 閉会
開催場所	茨木市役所 南館3階 防災会議室
議長	佐野こずえ会長（近畿大学建築学部建築学科 准教授）
出席者	佐野こずえ会長（近畿大学建築学部建築学科 准教授） 笹井直木委員（茨木商工会議所 専務理事）、 林知里委員（兵庫県立大学地域ケア開発研究所 所長）、 横山耕平委員（いばらき法律事務所 弁護士） 吉崎博史委員（大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室 審査指導課長）、 【5人】
欠席者	嘉名光市委員（大阪公立大学大学院工学研究科都市系専攻 教授） 延原理恵委員（京都教育大学教育学部住居学研究室 教授） 【2人】
行政庁	岡田都市活力部長、谷田都市活力部理事、大下都市活力部次長兼審査指導課長、山下審査指導課参事、橋詰建築審査係長、西村建築審査係主査、前田指導係長、志田指導係主査、坪田指導係主査、藤本都市政策課景観係長、山中景観係主査、 【11人】
事務局	長谷川建築調整課長、村上建築調整課長代理兼調整係長 【2人】
開催形態	一部公開
議題(案件)	(1) 建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可について（報告） (2) 北部大阪都市計画高度地区計画書の規定による特例許可について（意見照会）
配布資料	(1) 日程 (2) 報告書 (3) 意見照会書

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	会議内容について、(1)及び(2)は公開し、(3)は、個人に関する情報等が含まれるため非公開となった。 (1) 会議録署名委員の指名について ―笹井委員及び吉崎委員が会議録署名委員に指名された。 (2) 建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可について（報告） ―行政庁から説明が行われた。
議 長	意見、質疑等はあるか。
委 員	報告番号1について、計画建物に至るまでの敷地内の専用通路の延長距離が長い、その他に通じ抜けることはできないか。
行 政 庁	そのとおりです。延長距離が長い専用通路で敷地設定がされています。
委 員	安全性について懸念されるが、基準内の計画か。
行 政 庁	敷地内の適合性について、建築基準法の規定により確認されるようになります。
議 長	他に意見、質疑等はあるか。
	(意見、質疑なし)
議 長	意見、質疑等がないため、終了する。
	(3) 北部大阪都市計画高度地区計画書の規定による特例許可について（意見照会） (1件目) ―行政庁から説明が行われた。

議 事 の 経 過		
発 言 者		議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長		意見、質疑等はあるか。
委 員		自走式駐車場の屋上について、緑化の計画はあるか。
行 政 庁		ありません。
委 員		駐車台数について、戸数に対して少くないか。
行 政 庁		駐車場が余る問題もあり、今回の計画がなされています。
委 員		建築物完成後に、周囲の景観や緑化について行政庁は確認するか。
行 政 庁		周囲の景観や緑化について景観アドバイザー会議で出た意見を完了検査で確認するなどの手続きはありません。景観アドバイザー会議で出た意見を踏まえ、事業者が対応したものとなります。
委 員		特例許可にあたり、第２種高度地区の斜線制限は適用されるか。
行 政 庁		２段階緩和を受ける場合でも、第２種高度地区の斜線制限については緩和されません。
委 員		エレベーターについて、本棟Ａにはなく、本棟Ｂのみに計画されているが、災害時など支障はないか。
行 政 庁		一つのエレベーター棟に集約されていますが、エレベーターは２機あります。また、非常用エレベーターが必要な規模の計画ではなく、避難時は、階段を使用する計画となっています。
議 長		他に意見、質疑等はあるか。 (意見、質疑なし)
議 長		意見、質疑等がないため、審議を終了する。 「意見なし」として回答することに異議はないか。 (異議なし)

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	異議がないため、行政庁に「意見なし」として回答する。 （２件目） —行政庁から説明が行われた。
議 長	意見、質疑等はあるか。
委 員	計画地南側に配置されている茨木市管理緑地の木々の高さはどれくらいか。計画建物の威圧感がない程度には樹木は育っているか。
行 政 庁	２階建ての一戸建ての住宅程度の高さはあると思われます。
委 員	緑地について、駐車場部分も含まれるか。
行 政 庁	そのとおりです。芝が枯れないように管理すると聞いています。
委 員	計画地南側の住宅地は近年できたものか。
行 政 庁	安威川ダムが建設された場所にもともと住まわれていた方々の代替え地になります。
委 員	その住宅地の住民には、本計画は周知されているか。
行 政 庁	周知されており、住民から意見としては「周辺交通への影響について、地域への影響を及ぼさないようにして欲しい。」という意見がありました。 それに対して、事業者は「入場車両のスケジュール管理等により対応する。」こととしています。 その他、風害や騒音関係についても住民から意見があり、事業者は風害の意見に対しては、風環境シミュレーション等の検討方法を含め協議すること、騒音関係の意見に対しては音響シミュレーションを行い、常時、大阪府生活環境の保全等に関する条例の夜間の規制値以下となるように、消音ルーバー等を設置する計画とされました。
委 員	模型の縮尺スケールは決まっているか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
行 政 庁	決まっていますが、周辺の環境を表現してほしいと依頼しています。
委 員	データセンターは、騒音や排熱の問題が指摘されている。騒音については、周辺住民から質問があったとのことだが、排熱はどうか。
行 政 庁	周辺住民からそのような質問は受けていませんが、煙突が計画建物の上層階まで立ち上がり、そこから排熱する計画となっています。
委 員	騒音、排熱の問題は、住んでいる方からすれば非常に気になる問題である。排熱に配慮した計画をされているとのこと、検討されていると思うが、ぜひ守っていただきたい。千葉県でも訴訟が起きており、建築主が責任を持ってやっているかが大事である。申請者は特定目的会社なので、「検討します。守ります。」が実際にやってもらえなかった場合、どこの誰が責任を取るのかわからないということにもなりえるので、行政としては注意を払っていただきたい。都合の悪いことになって、騒音や排熱の問題だけが残されるということがないようにしてほしい。
議 長	今のご意見は、排熱や騒音に対する問題について、検討するだけではなく、厳守していただきたいということである。
委 員	緑化面積の基準がぎりぎり収まっている状態であり、駐車場部分が占める部分も大きいので、責任をもって緑地の管理を願いたい。
委 員	空地率算定にかかる空地以外の面積について、建築面積との相違点は何か。
行 政 庁	計画建物の1階北側に庇があり、庇の端から1m後退した線から建築面積に算入されていますが、高さが7m以下であるため、空地以外の面積には算入されていません。
委 員	敷地境界線上のフェンスはどのような計画か。
行 政 庁	計画地南側はメッシュフェンス、その他はコンクリート塀の計画となっています。
議 長	他に意見、質疑等はあるか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	(意見、質疑なし) 意見、質疑等がないため、審議を終了する。 「騒音や排熱に対して周辺住民に配慮した計画の内容を厳守すること。」「稼働後も適切に緑地を管理すること。」を意見として回答することに異議はないか。 (異議なし)
議 長	異議がないため、行政庁に「騒音や排熱に対して周辺住民に配慮した計画の内容を厳守すること。」「稼働後も適切に緑地を管理すること。」を意見として回答する。
議 長	これで本日の議事はすべて終了した。 これをもって、令和８年度第２回茨木市建築審査会を閉会する。 以上